

沖縄県に対して学校給食費の無償化を求める意見書

昨年3月に知事の公約通り誰一人取り残さないよう、全世帯全児童生徒を対象とし、県がその全額を負担し市町村に負担を求めないような学校給食費の無償化の早急な実現実施について、市議会として意見書を提出したところである。

しかし、先般、沖縄県学校給食費無償化支援事業が発表されその内容は、無償化となっていない自治体に対して新たな財政負担を求め、県民・市民に格差や混乱を生じさせかねないものであったが、市町村の意見を踏まえ、市町村の取組にかかわらず県が2分の1相当額を全市町村に一律支援するものに見直しを行っている。

県が市町村の真摯な意見を踏まえ見直しを行ったことは評価するものであるが、小学生が対象となっていないことや中学の就学援助対象者が対象外となっていることなどの課題もあり、先の意見書で求めた全ての県民・市民が切望する小学生を含めた市町村一律無償化の実現実行と異なるものとなっている。

よって豊見城市議会は、市町村の負担とならないような学校給食費の無償化の速やかな実現について取り組まれるよう、下記のとおり改めて強く要望する。

記

- 1 学校給食費の無償化にあたっては、知事の公約通り誰一人取り残さないよう、全世帯全児童生徒を対象とし、国が定める栄養基準を充足した給食の提供を基本とすること。
- 2 学校給食費の無償化は、知事の公約であり、沖縄県の責任のもと実施すること。
- 3 段階的無償化ではなく、速やかに全額無償化を実現実行すること。
- 4 学校給食費の無償化にあたっては、市町村に負担を求めないこと。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月26日

沖縄県豊見城市議会

宛先
沖縄県知事